

令和5年度
多賀城市創業支援補助金
募集要領

令和5年4月3日

多賀城市都市産業部産業振興課

1 事業の目的

賑わい創出及び経済の活性化に寄与する市内での創業等を支援することを目的に、建物取得や設備導入などに係る費用の一部を補助します。

2 補助金の種類、補助率及び補助上限額

(1) 地域課題解決型

第六次多賀城市総合計画の施策と方向性が合致し、多賀城市が抱える地域課題解決に寄与する創業に対するもの

- 補助率：対象経費の2分の1以内
- 補助上限額：150万円
- 補助下限額：1万円（1万円未満切り捨て）

（参考）地域課題解決型に相当する施策、地域課題及び創業する事業例

施策名	解決したい課題	創業する事業の例
ア 防災・減災関連		
防災・減災対策の推進	○自助、共助による防災減災の取組促進 ○新たな製品・サービスの普及促進	○防災・減災商品の小売店 ○防災・減災教室
防犯対策の推進	○自助、共助による防犯の取組促進 ○新たな製品・サービスの普及促進	○防犯商品の小売店
イ 子育て支援		
子育て支援の推進	○子どもたちの安全安心な居場所の確保やその環境づくり ○子育てする親の楽しみや悩み、様々な課題を共有する場づくり	○保育所 ○放課後児童クラブ
ウ 社会福祉関連		
地域福祉の推進	○地域住民がともに支えあう環境づくり、支援者確保	○福祉分野のNPO法人
健康づくりの促進	○自助、共助による健康づくり促進	○病院 ○助産院

高齢者福祉の推進	○介護予防活動の促進 ○要介護者・要支援者を支える環境づくり ○生きがいの場や機会の提供	○高齢者介護施設 ○介護予防教室
障害者（児）福祉の推進	○適性・能力に応じた自助、共助の取組支援 ○適性・能力に応じたサービスが受けられる環境づくり	○障害者支援施設
社会保障等の充実	○地域住民がともに支えあう環境づくり、支援者確保	○介護サービス施設

エ 買い物弱者支援

高齢者福祉の推進	○買い物弱者が必要とする物品等を購入できる環境づくり	○宅配サービスを行う小売店
----------	----------------------------	---------------

オ 社会教育関連事業

生涯学習の促進	○生涯学習活動の機会や場の提供と活動を支援する環境づくり	○音楽・美術などの教室 ○美術館
市民スポーツ社会の促進	○スポーツ活動の機会や場の提供と活動を支援する環境づくり	○スポーツ用品の小売店 ○フィットネスクラブ

カ 環境保全関連事業

循環型社会の促進	○循環型社会形成につながる自助・共助による取組促進	○リサイクル品の小売店
----------	---------------------------	-------------

キ まちづくりの推進事業

商工業の振興	○多賀城の個性あふれる商品やサービスの創出	○多賀城市の特産品を販売する飲食店・小売店
地域資源を活用した賑わいの創出	○観光入込客数、交流人口やその機会の増加とその環境づくり	○しろのむらさき商品を扱う飲食店・小売店

ク 地域活性化関連事業

多様な主体と連携・協同によるまちづくりの推進	○多様な主体による連携・協働を促進する環境づくり	○地域活性化を目指すコミュニティカフェ
------------------------	--------------------------	---------------------

※ 広く一般に向けて実施される事業に限ります。期間や売上額などに条件を付けて実施される事業については、原則として地域課題解決型での申請は認めません。

※ 創業する事業のうち、一部分のみが地域課題解決型に該当する場合は、次のいずれかに当てはまる場合は地域課題解決型として申請いただくことが可能です。ただし、該当の可否は審査の上で決定します。

- ・その事業が、客観的に見て主要な事業であること
- ・市内において、その事業が特に先進性を有すること

(2) 一般型

(1)に該当しない場合の創業に対するもの

- 補助率：対象経費の2分の1以内
- 補助上限額：100万円
- 補助下限額：1万円（1万円未満切り捨て）

3 対象となる事業者

次の要件のすべてに該当する者

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの期間に、市内で新たに事業を開始する法人又は個人であること。
- ② 許認可が必要な事業を営む場合に、必要な許認可等を受けていること
- ③ 以下「4対象とならない事業者及び事業」に該当しないこと

※ 令和5年3月31日以前から市内で事業を行っている事業者は対象となりません。

4 対象とならない事業者及び事業

- ①代表者、役員及び従業員等が、暴力団又は暴力団員等に該当しないこと（暴力団員等には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
- ②大企業でないこと（大企業とは、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項に規定される「大企業者」を指し、みなし大企業を含みます。）
- ③市区町村税を滞納しているもの
- ④本補助金に交付又は、本補助金の交付と同様の支援、補助等を受けたことがあるもの
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可を要する事業
- ⑥大企業者とのフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

- ⑦ ①～⑥に記載したもののほか、補助金の趣旨等に照らして適当でないと市長が判断するもの

5 対象となる業種及び事業内容

(1) 業種

次に掲げる産業分類のいずれかに当てはまる業種であること

産業分類	主な業種の例
各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業	百貨店、総合スーパー、呉服・服地・寝具・男子服・婦人服・子供服小売業、靴・履物小売業、野菜・果実・食肉・鮮魚・酒・菓子・パン小売業等
その他の小売業	家具・建具・畳・じゅう器・医薬品・化粧品・書籍・文房具・スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器・写真機・時計・眼鏡小売業等 ※農耕用品小売業、燃料小売業を除く。
無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業等
飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店等 ※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。
持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、宅配ピザ、ケータリングサービス店等
洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、洗張・染物業、エステティック業、コインシャワー業、コインランドリー業等 ※一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業を除く。
その他の生活関連サービス業	旅行業等 ※家事サービス業、衣服再訪修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業を除く。

娯楽業	映画館、スポーツ施設提供業、公園・遊園地 等 ※興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、遊技場、その他の娯楽業を除く。
その他の教育、学習支援事業	社会教育施設、教養・技能教授業 等 ※職業・教育支援施設、学習塾を除く。
医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業 等
社会保険・社会福祉・介護事業	保育所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、居住支援事業 等 ※社会保険事業団体、福祉事務所を除く。

(2) 事業内容

次に掲げる属性を有する事業であり、具体の確認内容について各項目1個以上、合計で5個以上該当すること

事業の属性	具体の確認内容
市内の賑わい創出に寄与する事業であること	○店舗等を有し、地域活性化に影響を及ぼすこと ○従業員等の新規雇用を予定していること 等
収益性があり、自立した継続が可能な事業であること	○収益による自律的な事業継続が見込めること ○競合する商品及びサービスより優位性を有すること 等
市内の課題や需要に応じた商品及びサービスの供給不足を補う事業であること	○課題解決等に資する商品及びサービスを供給すること ○将来的に地域の企業者事業者等と連携することが想定できること 等
計画通り遂行できる事業であること	○法令等規則を守り、適正に事業を行うこと ○事業に要する自己資金等を自ら調達可能であること ○本市主催の創業セミナー等の参加経験があること 等

※ 具体の確認内容については、上記に示す内容以外であっても、事業の属性と合致する内容であれば、申請いただくことが可能です。ただし、該当の可否は審査の上で決定します。

6 対象となる経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費です（消費税相当額を除く。）。

- ① 出店のための店舗等の取得費。ただし、賃借料、敷金・礼金・保証金は対象となりません。
- ② 初期投資（施設・設備取得・整備費）に要する経費

（例）内装工事費、外装工事費、給排水工事、電気工事、付帯施設の設置に要する経費（空調、音響、厨房、看板、業務用大型機器、トイレ、戸棚、カウンター等）
- ③ 事業者の資産として計上する「設備」や「備品」、「什器」。ただし、車両、補助事業以外の用途にも使用可能な汎用性の高いパソコン等の物品、資産に該当しない消耗品、販売のための仕入れとみなされる費用等は対象となりません。

※ 上記にかかわらず、国、地方自治体、公益法人等からの他の補助金の対象となっている経費等は対象となりません。

7 申請から交付までの流れ

(1) 手続の流れ

- ① 多賀城市都市産業部産業振興課又は多賀城・七ヶ浜商工会へ交付申請書等の提出
 - ② 申請書の審査
 - ③ 補助金交付決定（または不交付決定通知）
 - ④ 工事の着工、事業完了（開店）
 - ⑤ 多賀城市都市産業部産業振興課へ実績報告書の提出

（注）事業完了（開店）から30日以内に提出すること
 - ⑥ 実績報告書の審査
 - ⑦ 補助金の確定通知
 - ⑧ 補助金の交付
- ※ 原則として、事業完了前（開店前）に申請を行い、交付決定を受けてください。

※ 特例として、補助事業完了後2月以内の場合に限り（ただし、令和6年3月29日までに申請すること）、実績報告と併せて交付申請を行うことが可能な場合もございます。詳細につきましては、ご連絡ください。

(2) 交付申請書類

① 令和5年度多賀城市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）

（注）事業完了後（開店後）に申請を行う場合は、「**令和5年度多賀城市創業支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）**」に代えて提出すること

② 補助事業に係る事業計画書（様式第2号）

③ 多賀城市創業支援補助金に係る事業計画書の多賀城・七ヶ浜商工会確認書（様式第3号）

（注）申請書類及び他の添付書類を揃えて多賀城・七ヶ浜商工会へ持参し、申請内容の確認を受けることで当様式の交付を受けることができます。

④ 店舗等の位置図及び写真（施工前）

⑤ 店舗等に係る賃貸借契約書の写し（購入の場合は売買契約書の写し）

※ 店舗等を賃貸し、又は購入した場合のみ。

⑥ 店舗等の改修又は新・改築に係る図面及び見積書

※ 改修、新築又は改築があった場合のみ。

（注）事業完了後（開店後）に申請を行う場合は、見積書の提出は不要です。

⑦ 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

※ 事業完了後（開店後）に申請を行う場合のみ

（注）事業開始の準備が完了する前（開店前）に申請を行う場合は、実績報告時に提出するため、申請時の提出は不要です。

⑧ 事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類（法人の場合は法人登記簿謄本の写し（発行の日から3か月以内のもの）、個人事業主の場合は税務署への開業届の写しなど）

※ 事業完了後（開店後）に申請を行う場合のみ

（注）事業開始の準備が完了する前（開店前）に申請を行う場合は、実績報告時に提出するため、申請時の提出は不要です。

⑦ 完納証明書（全ての市町村民税について滞納がないことを証明するもの）

⑧ その他市長が必要と認める書類

(3) 実績報告書類

※事業開始の準備が完了する前（開店前）に申請を行う場合のみ

① 令和5年度多賀城市創業支援補助金実績報告書（様式7号）

② 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

③ 事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類（法人の場合は法人登記簿謄本の写し（発行の日から3か月以内のもの）、個人事業主の場合は税務署への開業届の写しなど）

④ 改修、新築又は改築後の店舗内外及び店舗周辺の写真

⑤ その他市長が必要と認める書類

※ 事業完了後（開店後）に、「令和5年度多賀城市創業支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）」により交付申請と併せて実績報告を行っている場合は、改めて実績報告を行う必要はなく、上記書類の提出は不要です。

8 申請書受付期限

原則として、事業完了前（開店前）に申請を行ってください。

なお、全ての申請書類を揃えて提出がなされた順に受け付けを行い、予算上限に達し次第、下記期限にかかわらず受け付けを終了します。

※令和5年度中に創業を検討及び希望している段階でも構いませんので、ご相談ください。

(1) 事業完了前に申請を行う場合

事業完了日前日まで

(2) 事業完了後に申請を行う場合

事業完了日（開店日）から2月を経過する日 または 令和6年3月29日までのいずれか早い日まで

※ (1)の期間における提出が困難であった場合に、特例として、実績報告と併せて申請を行うことが可能です。

9 審査・採択

(1) 審査方法

提出された事業計画等に基づき審査を行います。

(2) 結果の通知

申請者に対し文書にて交付決定及び交付決定額、又は不交付決定の結果を通知します。

審査の内容に関するお問い合わせは応じかねますので、予めご了承ください。

採択された事業については、市のホームページ等で代表者名、法人名、事業概要等を公表することがあります。

10 補助事業者の義務

補助を受けた場合には、以下のことの他、市からの要請・指導等を守らなければなりません。

(1) 事業計画内容の変更

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、又は廃止しようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。

(2) 補助金の交付

補助事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書を提出しなければなりません。補助金の交付は、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき額を確定した後、支払われます。

(3) 補助事業の状況検査

補助事業を完了してから翌3年を経過するまでの間、毎年度決算期に、創業した事業の実施に係る状況を報告しなければなりません。

その他、市から創業した事業の実施状況に関して検査等の求めがあった場合は、応じなければなりません。

1 1 注意事項

- 市が通知する交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。使用経費が当初の予定を超えた場合であっても、当初交付決定額を増額することはできません。
- 補助金を他の用途へ使用したことが明らかとなった場合は、交付決定の全額又は一部が取り消されることがあり、既に補助金が交付されているときは、その返還が命じられます。

1 2 その他

本補助事業への申請に係る提出書類により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- 本補助事業における補助事業者の審査・選考・事業管理のため
- 交付決定後の事務連絡・資料送付・効果分析のため
- 申請情報を統計的に集計、分析し、申請者を選別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため
- 多賀城市創業支援事業（多賀城みらい塾）における支援情報提供のため

1 3 本事業に関する相談対応

本事業申請に係る具体的な手続き等に関する内容は、多賀城市都市産業部産業振興課へお問合せいただくか、本市ホームページをご覧ください。

- 多賀城市都市産業部産業振興課

電話番号：022-368-1141（代表）

受付日時：月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

8時30分～17時15分

HP：https://www.city.tagajo.miyagi.jp/shoko/kurashi/shigoto/shokogyo/sogyoshien_hojo.html